

令和5年度

まちかどミーティング 町内会からの要望事項

実施年月日	令和5年10月24日(火)
まちかどミーティング地区名	元中野町・旭町
地区構成 町内会(自治会)名	元中野町内会・新中野町内会・船見町港北町内会・若草町内会・若草団地町内会・ 旭町町内会・汐見町町内会・末広町町内会・栄町町内会
会 場	元中野町総合福祉会館

令和5年度 まちかどミーティング町内会からの要望事項

元中野町・旭町地区

令和5年10月24日(火) 元中野町総合福祉会館

要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
1	<p>【船見町内を縦断するJRの線路に沿った通学路を含めた道路の安全を確保すること】 船見町港北町内会</p> <p>船見町としては昨年同様JR路線側の通学路に面する部分(36号線陸橋下)の制限速度を30kmにすること警察車両の速度違反取り締まりをお願いします。</p>	<p>御要望の路線につきましては、北海道公安委員会及び苫小牧警察署からは、警察庁の「交通規制基準」により、現在の速度規制の基準速度の考え方は40km/hと伺っており、現時点では新たな規制の考えは持ち合わせていないとの回答をいただいております。</p> <p>しかしながら、地域の切実な声として苫小牧警察署へ引き続き届けてまいります。</p> <p>また、苫小牧警察署には、パトロール・取締りの強化を依頼し、苫小牧警察署からも一定の協力についてお話をいただいておりますので、継続的なパトロール強化を要望してまいります。</p>	B	市民生活部 市民生活課
2	<p>【町内会館Wi-Fi設置に市の助成をお願いしたい】 船見町港北町内会</p> <p>町内会館にWi-Fiを設置したいと思いますので設備・維持費に市の助成をお願いしています。現在船見町ではパソコンサークルが活動しており、老人のためのスマート教室も開催したいと考えています。LINEの電話、通話料は無料ですがパケット料がかかるのを知らないとか、子供のためのタブレットの教室を開くとかですが、特に2025年の共通テストがプログラムの問題が出ると言うので、子供たちに勉強が出来る環境を作りたい。</p>	<p>ICT環境の充実を求めるご要望については理解しておりますが、町内会館の環境整備について、建物を除くものは町内会に対応していただくことを基本としており、他の町内会でも独自で設置されている事例もあり、他の町内会とのバランスを考慮し、現状の運用によりご対応いただきたいと考えておりますので、御理解願います。</p>	C	市民生活部 市民生活課

要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反 映 区 分	担 当 部 課
3	<p>【路線バスの運行状況について】 船見町港北町内会</p> <p>船見町は路線バスの、運行状態が非常に悪い地区です。7月4日付の苫小牧民報にも載っていましたが、「キラキラ公園のキッチンカーベンデに苫小牧の他の地区から行こうとしても車を持っていない人には、交通の便が悪すぎて参加できない。」これは苫小牧市の中で船見町が陸の孤島化しているということです。子供が学校に行きにくい・それに加え車がなければ生活できない。他いに1番問題なのは75歳以上の老人が110名を超えその老人の移動の手段がなくなっていることです。バスの便を増やすとか、タクシーダイアの助成をするとか、スクールバスを運行するとか船見町を陸の孤島にしない方策を考えてほしい。</p>	<p>船見町沿線への路線バスとしては、24番フェリー線と25番勇払線が運行しておりますが、近年の乗客減少や、燃料高騰、運転手不足等により、路線バス含む公共交通全体の大きな課題となっております。しかしながら、地区の現状も高齢化が進み厳しい状況でありますので、バス事業者に対し、運行便数などを協議していく他、公共交通存続に向けた取組を進めてまいります。</p>	B	総合政策部 まちづくり推進課
4	<p>【町内会館の保全維持だけでも市の方で負担をお願いしたい】 船見町港北町内会</p> <p>現在の船見町内会の一般会員は140名程度、しかし実際広報が回っているところだけで約500名分ありこれだけの人が居住しています。 ほとんどがアパートの住人で単身者が多くまた、家族がいる方にも小学校・中学校が遠いため、子供が小学校1年生になると近いところに移ってしまいます。この世代の断裂が、町内会が老人会のような状態にしています。 このままでは、町内会活動や町内会館の保全を維持していくことも、ままならないと思いますので、会館の保全維持だけでも市の方で負担していただけるようお願いします。</p>	<p>町内会館の維持管理につきましては、一定の御負担を強いることにはなりますが、本市の総合福祉会館等整備補助金では、小規模から大規模の改修に対応しております。</p> <p>相応の負担をお願いすることは、心苦しいところではありますが、この補助制度をご活用いただくようお願い致します。</p>	C	市民生活部 市民生活課

「市政への反映区分」

反映区分	記号	内容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<ul style="list-style-type: none"> (1) 質問、照会等の内容であり、回答によりその趣旨を満たしたもの (2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの (3) 行政組織、各種団体等との連絡、調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの (4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの (5) その他上記に類するもの <p>※当該年度中に完了しないものは含めない。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<ul style="list-style-type: none"> (1) 実現に向けて努力しているが、現段階での提言の趣旨を満たしていないもの (例)<ul style="list-style-type: none"> ・制度、情勢等の新設、改正等を要するもの ・予算措置を要するもの ・行政組織、各種団体等の連絡、調整等を要するもの (2) 国、道等の事務事業に係るもので、実現に向けて、市として要望、提案を行うなどしているもの (3) 事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）しているが、当該年度中に完了しないもの (4) その他上記に類するもの
当面は実現できないもの	C	<ul style="list-style-type: none"> (1) 現時点では、実現することが難しいもの (2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの (3) その他上記に類するもの
実現が極めて困難なもの	D	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市の行政にはなじまないもの (2) 実現が極めて困難なもの (3) その他上記に類するもの
その他	E	反映区分の選択になじまないもの